

著作権分科会法制度小委員会での 「図書館関係の権利制限規定」 「著作物等のライセンス契約に係る制度」 に関する検討経緯について

著作権委員会*

抄 録 図書館関係の権利制限規定（著作権法第31条）は、デジタル化・ネットワーク化への対応が不十分と考えられてきた。しかし、コロナ禍に伴う図書館の休館等もあり、図書館資料へのインターネットを通じたアクセスができるようにすることをいっそう強く求められている。そこで、入手困難資料のみならず、補償金支払いを条件とした図書館資料の送信サービスを認める制度が設けられようとしている。また、著作物の利用権に当然対抗制度が導入され（令和2年著作権法改正）、令和2年度は、さらに独占的ライセンスの対抗制度の導入と独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度についての検討が進められたが、まだ途上である。本稿はこれらの検討過程の議論を整理するものである。

目 次

- はじめに
- 図書館関係の権利制限規定のあり方について
 - 1 現行規定でカバーできないニーズと過去の検討経緯
 - 2 関係者からのヒアリング内容
 - 3 審議の中心論点と議論の推移及び結論
 - 4 令和3年度の検討論点
- 著作物等のライセンス契約に係る制度のあり方について
 - 1 過去の検討経緯と令和2年度の論点
 - 2 審議の中心論点と議論の推移及び令和3年度の検討論点
- おわりに

1. はじめに

著作権法は、社会環境の変化に応じて、継続的に改正されており、直近10年間でも、平成24年、平成26年、平成30年（環太平洋協定に対応

する改正を含む）、令和2年に改正されている。しかし、迅速な著作権法の改正への要求は、いっそう高まっており、改正の経緯及び趣旨を把握しておくことが企業実務においても求められていると考える。

令和2年度も、内閣知的財産戦略本部が「知的財産推進計画2020」を策定し、その方針のもと、文化審議会著作権分科会が設定され、本年度は、基本政策小委員会、法制度小委員会、国際小委員会が設置された。本資料は、（著作権法制度の審議を担当する）法制度小委員会のもとに設置された「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」と「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム」での審議を傍聴し、整理したものである。各ワーキングチームでの議論

* 2020年度 Copyright Committee

及び結論は、文化庁のホームページに掲載されているが大部であることから、本稿がその内容を読み解く一助になれば幸いである。

2. 図書館関係の権利制限規定のあり方について

2.1 現行規定でカバーできないニーズと過去の検討経緯

(1) 現行規定でカバーできないニーズ（令和2年度の重要検討項目となった理由）

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、図書館資料のインターネット公開等を求める要望や、遠隔地からのインターネットを通じた図書館資料へのアクセスなどについての要望が寄せられてくるなど、図書館利用者（以下「利用者」という。）のニーズが顕在化している。

このような状況から、知的財産推進計画2020において、図書館関係の権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることが短期的に結論を得るべき課題として明記され¹⁾、「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」において、著作権法の改正に向けた審議が行われることとなった²⁾。

図書館関係の権利制限規定（著作権法第31条）については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところでもあるが、まずは各条項を確認した上で、現行規定ではカバーできないニーズを把握していきたい。

1) 入手困難資料へのアクセスの容易化

絶版等により入手困難な図書館資料に関しては、平成24年改正により創設された著作権法第31条第3項に規定されている。

著作権法第31条第3項
国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作

物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

本規定に基づき、主体である国立国会図書館がインターネット送信できる対象著作物は、絶版等資料（同条第1項において、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料と規定されている。）であり、送信先は、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものである。

また、デジタル化された絶版等資料を受信した図書館等においてできることは、当該資料を館内での閲覧に供するとともに、当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することである。

つまり、現行規定上、絶版等資料のデジタルデータを各家庭等からインターネットを通じて閲覧することや、図書館等から利用者に対してメール等によりデータ送信することができず、アクセスが困難な状況下における利用者のニーズや、デジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえた様々なニーズに十分に答えられていない面があると考えられる。

2) 図書館資料の送信サービスについて

次に、国立国会図書館だけでなく、図書館等において行うことができる行為については、著作権法第31条第1項に規定されている。

著作権法第31条第1項

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下、「図書館等」）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下、「図書館資料等」）

を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合（以下省略）

本規定の主体は、図書館等であり、対象の著作物も図書館等の図書、記録その他の資料であり、入手困難等の要件はない。その図書館等が利用者の求めに応じてできることは、営利を目的としない事業として、調査研究を行う利用者の求めに応じ、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合に複製することであり、図書館等から利用者に対して、FAXやメール等による送信（公衆送信）を行うことはできない。つまり、遠隔地から資料のコピーを入手しようとする場合、郵送で複製物の送付を受けることは可能であるが、郵送サービスを実施していない図書館等も多く、郵送サービスを実施している図書館等においても申請者が入手するまでに時間がかかるなどの課題があり、資料のコピーを利用者にメール等で送信することができるよう制度改正を行うことを求める意見がでて³⁾いる。

(2) 過去の検討課題

国立国会図書館からの送信サービスについて

は、平成24年の法改正に当たっての文化審議会著作権分科会の議論においても、最終的には各家庭等での閲覧を可能とすることが目標とされていた⁴⁾。

検討会議においては、国立国会図書館のデジタル化資料を各家庭等まで送信することは、国民生活の情報アクセスに係る利便性の向上に大きく資するものである一方、電子書籍市場に対して重大な影響を与えることが想定されるとともに、許諾契約の締結を円滑に進めるために必要とされる集中的な権利処理を実施するための仕組みの整備には相当の時間を要することから、国立国会図書館のデジタル化資料の活用方策の第一段階として、まずは、送信サービスの送信先を公立図書館等に限定し、国民の「知のアクセス」の向上、情報アクセスの地域間格差の解消を図ることとし、各家庭等までの送信については、中長期的な課題としてその実現を目指すことが適当であるとの考えが示された⁵⁾。

今回の対応は、その流れにも沿ったものであると考えられる。

2. 2 関係者からのヒアリング内容

上記のニーズ及び過去の検討を受けて、関係者に対してヒアリングが行われた。

(1) 絶版等資料へのアクセスの容易化について（著作権法第31条第3項関連）

国立国会図書館が、一定の条件の下で、絶版等資料を各家庭等にインターネット送信することができるようにすべきか、を主題として関係者からの意見が聴取された。

1) 図書館等関係者

意見聴取の対象は、国立国会図書館、日本図書館協会、国公私立大学図書館協力委員会、全国美術館会議、日本博物館協会、図書館休館対策プロジェクトである。

国立国会図書館は、利用目的を問わず誰でも

閲覧可能なインターネット公開が最も望ましいとし、それができない場合でもデジタル化した絶版等資料の送信先を大学や研究機関に拡大すべきとする一方で、利用目的等で一定の要件を満たす場合にのみ個人（家庭）に送信可能とするのは、国立国会図書館での要件審査が過重負担となり実際上不可能とした⁶⁾。また、「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」に関する意見募集（以下、「図書館パブコメ」と略す）において、送信の形態について、紙媒体でのプリントアウトが可能な形ではなく、当面はストリーミングとするのが妥当との意見を寄せた⁷⁾。

日本図書館協会は、自宅等でデジタル化資料を閲覧し円滑に複製できる制度が望ましいとした⁸⁾。

国公立大学図書館協力委員会は、利用者が場所や時間を問わず直接アクセスでき、プリントアウトやダウンロードを可能とすべきとした⁹⁾。

全国美術館会議は、メール等の電子媒体でコピー送信を可能とすべきとした¹⁰⁾。

日本博物館協会は、デジタルデータの提供媒体の拡大を望み、メール等の利用は必須とした¹¹⁾。

図書館休館対策プロジェクトは、各家庭等にインターネット送信することを可能とすることへの研究者・学生のニーズは極めて高いとした¹²⁾。

以上から明らかなように、図書館側ではデジタル化した絶版等資料の送信先の拡大を一致した要望とするが、実際にその送り手となる国立国会図書館は、利用目的審査を前提とした個人（家庭）への送信は実際不可能との立場であった。

2) 権利者

意見聴取の対象は、学術著作権協会、日本写真著作権協会、日本書籍出版協会・日本雑誌協

会、日本新聞協会、日本美術著作権連合、日本文藝家協会、日本漫画家協会である。

学術著作権協会は、絶版等資料のアクセスの容易化等に期待しつつ、その対象を「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」¹³⁾（以下、「合意事項」と略す）で定めた入手困難資料に準じるべきとしたうえで、既存のドキュメントデリバリーサービス市場を害しないことを求めた。また、送信形態としては少なくともID・パスワードにて閲覧者を管理したうえで、ストリーミング配信で足りるとした¹⁴⁾。

日本写真著作権協会は、前向きに対応することを基本方針とし、絶版か否かの判定ルーチンの決定を求め、特にデジタル化された写真は精緻な複製が可能であることから、二次流通不可の注意書きをフッタに記載したり、可視透かしを入れるなどの乱用防止措置や、利用責任の明確化のため利用者登録などが必要とした¹⁵⁾。

日本書籍出版協会・日本雑誌協会は、絶版等資料の範囲が合意事項より拡大しないのであれば、送信形態に特段の要請はないとした¹⁶⁾。

日本新聞協会は、多くの新聞は創刊号からの紙面・記事データベースやマイクロフィルムが整備され、データや紙など様々な形で販売がなされており過去の新聞を絶版とみなさないでほしい。また、資料未整備の新聞でも絶版等資料にするかは新聞社の意向を確認してほしい。また、送信可能としたものについても閲覧者の制限方法などについて該当新聞社の意向を尊重すべきとした¹⁷⁾。

日本美術著作権連合は、今後オンデマンド出版等による再販が増加することを踏まえ、絶版等資料の内容を見直し明確化するとともに、著作権者の同意なく送信利用されないようすべきとした。また、送信形態についてもストリーミングはともかくとし、電子データを利用者に保有させるべきでないとした。また、「絶版等資

料へのアクセスの容易化」がなされ多くの資料提供がなされるようになるのであれば、著作権者に対して、それに応じた補償金制度を導入すべきとした¹⁸⁾。

日本文藝家協会は、「入手困難な書籍」が拡大解釈されることを危惧し、そもそも文藝分野では紙の本が絶版となっても流通市場（電子書籍市場、中古市場）では簡単に入手でき、「入手困難」という状況は生じにくいとした。また、配信されたデータが転送、プリントアウトされないことを担保しなければならず、加えて、短編集の中の1作品を一部分として全文ダウンロード可能とすると、利用者の下で短編集やアンソロジーが容易に作られることを危惧した。なお、送信をする際には、利用者へID等を付与するなどの方法をとるべきであり、また、オプトアウトの意思表示ができない権利制限は望ましくないとした¹⁹⁾。

日本漫画家協会は、漫画分野は電子化された商業利用が充実し、相当程度の作品が入手可能という環境が整っている。ただ、絶版状態の作品も皆無でないので、あらゆる漫画作品の電子化と流通を積極的に取り組む必要がある。研究目的で大量かつ全体として複製や公衆送信が必要であるケースは想起しにくく、送信形態は必要最小限の範囲で設定すべきとした²⁰⁾。

なお、対象資料等について現行の運用が尊重されたとした場合の補償金の要否について、学術著作権協会、日本写真著作権協会、日本書籍出版協会・日本雑誌協会、日本新聞協会は、不要とした。一方、日本美術著作権連合、日本漫画家協会は必要とした。日本文藝家協会は公共貸与権の検討を先にすべきとした²¹⁾。

以上から、権利者側で概ね共通して危惧するのは、電子出版系市場の充実に逆行して「絶版等資料」の範囲が拡大されることと、受領者による受領データの乱用である。また、ストーリーミングまでは認める一方で、プリントアウトを

可とすることへの抵抗感は強かった。

(2) 図書館資料の送信サービスについて（著作権法第31条第1項第1号関係）

図書館等が一定の要件の下で、図書館資料のコピーを利用者にFAXやメール等で送信可能とすることを主題として、ヒアリングがなされた。

1) 図書館等関係者

国立国会図書館は、公衆送信権の制限規定の追加を強く希望し、FAXやメールでの送信に限定せず、データ化された複製物を利用者が自宅等からダウンロードできるような柔軟な規定を望んだ²²⁾。また、新たに補償金制度を導入する場合、現行法下で無償で利用が認められる部分を補償金の対象とすることは慎重で、実務上運用が可能なシンプルな仕組みを重要とし、補償金の額は利用者が許容できる額（それを負担してでも新たな権利制限を利用したいと思える額）にとどめることを重要とした。また、電子出版市場とは新たな権利制限規定の実効性を損なわない調整を望んだ（注7の資料p.3）。

日本図書館協会は、図書館サービスの可能性を拡げるものと考えますが、補償金請求権については、その負担者や集められた補償金分配のシステムの構築等が課題となるとした。送信の形態は、運用コストが低く簡便なメールが望ましく、送信後データは次の送信要求に迅速に応えるため、保存できる仕組みが望ましいとした。利用者による不正拡散防止措置は、利用者、図書館、権利者を代表する団体によるガイドラインの策定が望ましいとした。主体となる図書館等も第31条の図書館等に、学校図書館、専門図書館、病院図書館等も含むことが望ましいとした（注8の資料pp.2～3）。

国公立大学図書館協力委員会は、館内での手渡し、郵送、電送、いずれも1部のコピーが利用者の手に渡ることと違いはなく、電送可能にすること自体が、著作権者の権利を大きく害

することになる可能性は低いとした。ただ、著作権法第31条第1項第1号の改正に関して、送信の形態やデータの流出防止措置を法令で規定することによる硬直化を危惧した。また、コピーの電送が可能となることで、電子での刊行があるが図書館で所蔵する冊子に掲載された同内容の著作物が権利制限から外れるのは運用上の支障が大きいとした（注9の資料p.16）。

（全国美術館会議は、その保有する著作物の特性から、入手困難資料を主題として回答を行った（注10の資料p.2）。）

（日本博物館協会は、大枠で権利制限規定のデジタル化・ネットワーク化への対応は、博物館界としても歓迎すべき方向としてとらえているとした（注11の資料p.2）。）

図書館休館対策プロジェクトは、アンケートを行い、研究目的の文献について、来館を伴わない貸出しサービスの実施（例：文献の郵送や一部電子化等）を望む研究者が2,519名中1,838名の73.0%いるとの報告をした（注12の資料p.2）。

以上から明らかのように、図書館側としては図書館資料のコピーを利用者にメール等で送信可能とすることに賛成である一方で、いわばその反射的效果により現行法で認められている権利制限の範囲が狭められることには慎重であるべきとした。

2) 権利者

学術著作権協会は、利用者が文献をオンラインで閲覧できることに留めるのであれば、補償金制度構築の上で制限規定の範囲内として問題ないとするが、図書館から利用者にオンラインで何らかの方法で文献を直接に提供する場合には、図書館は著作権者等とライセンス契約を締結すべきとした。特に、学術雑誌は論文単位で、専門書は一章単位で、販売されることが多く、権利制限の対象範囲である「一部分」の要件と販売単位が合致するために、既存のドキュメン

トデリバリー事業や出版サービスの市場との競合は避けられないとした。仮に補償金制度を設けるのであれば、利用条件の明確化及び表明保証の仕組みや技術的措置を講じ、財源確保に係る検討を十分にした上で、権利者への影響が軽微ではないことも鑑み、2017年に改正施行されたドイツ著作権法等のように従来の権利制限もカバーする補償金制度を導入することが望ましいとした（注14の資料pp.3～5）。

日本写真著作権協会は、利用者登録を行い、利用者による乱用の防止措置をとる場合には、権利制限を否定しないが、補償金制度での手当てが必要とした（注15の資料p.2）。

日本書籍出版協会・日本雑誌協会は、遠隔地等での図書館利用の困難な場合にはFAX利用で足り、メール等でのデータ送信はデータの共有や複製、再利用により制度趣旨を大きく逸脱する可能性があるとした。補償金制度を入れる場合、逸失利益を補填できる額とし、出版物の販売額に準ずるものとすべきであり、受益者には著作権者のみならず明確に出版者を位置づけることが必要とした（注16の資料pp.2～3）。また、日本雑誌協会は、株式会社小学館などとともに、図書館パブコメに対して、より強く「そもそも紙と電子の出版物が異なる市場であるという認識には誤りがある。電子的な複製・送信は、紙の出版物の直接的な代替物であり、出版市場に直接的な影響を与える。」との意見を寄せた（注7の資料p.29）。さらに、両協会は、図書館パブコメに対して、条文上で補償金の支払い主体を図書館の設置者とするは是とするが、実質的な補償金の負担はサービス利用者に全額を転嫁すべき。このサービスを展開することによって、図書館の出版物購入費用が削減されるようなことがあってはならないとの意見を寄せた（注7の資料p.45）。

日本新聞協会は、送信後の流出などへの懸念から、①紙の新聞からコピー・スキャンした記

事を送信すること、②新聞デジタル版（電子版）から印刷した記事を送信すること、のいずれも慎重にすべきとし、③有料契約されているデジタルサービスからプリント・保存した記事を送信することについては、対象外としてもらいたいとした。補償金制度は、従来の複製を対象とするかどうか、実質的な負担者を誰にするか、関係者から幅広い意見を聴取して検討すべきとした（注17の資料pp.2～3）。

日本美術著作権連合は、実施について強く反対した。仮に実施する場合でも、本来の制度趣旨に立ち返り、対象著作物を研究目的に利用されると想定される学術書掲載の著作物に限定し、楽しみのための書籍である児童書や絵本掲載の著作物を対象とすべきでないとした。送信形態は、FAXのみを許容する。補償金制度を導入する場合、補償金の額は、紙の本を購入した時価より高額であるべきとした²³⁾。

日本文藝家協会は、入手困難資料の場合と同じく、図書館に赴くことが困難な利用者に、ID等を付与して限定的に送信するなどの方法をとるべきとするが、オプトアウトの意思表示ができない権利制限は望ましくないとした。ただ、この対応も緊急事態への対応を前提としていると思われる（注19の資料）。

日本漫画家協会は、単にデジタル化を理由として権利制限を拡大すれば良いものではなく、まして家庭などでの利用までを視野に入れた極端に利便に傾いた議論は、それに見合った補償金制度などと並行してなされなければならないし、複製や保存の技術的制限など課題も多いとした（注20の資料p.1）。

以上を整理すると、権利者側は既存市場への影響を強く危惧し、新制度を導入する場合でも少なくとも逸失利益を補填できる額の補償金制度が必要と考えている。

2. 3 審議の中心論点と議論の推移及び結論

(1) 絶版等資料へのアクセスの容易化について（著作権法第31条第3項関連）

1) 権利制限の対象となる資料（絶版等資料）について

(i) 送信先が図書館等から各家庭等に広がることに伴い、権利者の潜在的な市場（将来的な販売計画等）への影響が一定程度大きくなること、(ii) 今回の見直しの主眼が、図書館等への物理的なアクセスが出来ない場合における入手困難資料へのアクセスを容易にすることにあることを踏まえ、少なくとも、各家庭等に送信する資料については、現行の運用よりも対象範囲を広げることについては慎重である必要があるとし、権利制限の対象となる資料は、現行の厳格な運用を尊重することとした。また、権利制限の対象とする「入手困難資料」に該当するか否かの判断に当たって中古本の流通状況は考慮しない（新刊本が入手困難であれば、中古本の流通状況に関わらず権利制限の対象とする）との認識で一致した。

2) 送信の形態

① 閲覧者の範囲・手続

権利者の利益保護の観点から、ID・パスワードなどにより閲覧者の管理を行う仕組みを設ける必要があるとの認識で一致した。

② 複製の可否

ストリーミング（画面上での閲覧）のみを可能とするか、プリントアウトやデータのダウンロード（複製）まで認めるべきか否かという点については、a) ストリーミングだけでは利便性の観点から問題があること、b) 紙媒体でのプリントアウトについては、データの不正拡散等の懸念も少ないため、利便性確保のために認めていくべきであることについて認識が一致した。

3) 受信者側での複製の取扱い

私的使用目的の複製（著作権法第30条第1項）

や授業の過程における複製（著作権法第35条第1項）など現行権利制限規定で認められている行為に該当しない場合（例：業務目的での複製）であったとしても、自ら閲覧するために複製する限りにおいては、権利者の利益を不当に害することは想定されないため、その限りにおいて受信者側での複製も権利制限の対象に含めることとすべきであるとした。

4) 国立国会図書館から送信される入手困難資料に係る公の伝達権の制限

送信先が図書館等に限らず大幅に拡大することに伴い、①公の伝達に関するニーズも高まることが想定されるとともに、②現行の「...において公衆に提示することを目的とする場合」というのとは異なる規定ぶりとなることも想定されるところ、別途、明示的に公の伝達権を制限する規定を設けることとすべきであるとした。

5) 大学図書館・公共図書館等が保有する入手困難資料の取扱い

国立国会図書館が保有していない貴重な資料（入手困難資料）を、大学図書館・公共図書館等が保有している場合も想定されるところ、こうした資料についても国民の情報アクセスを確保する観点から、(ア) 大学図書館・公共図書館等においてデジタル化した上で、(イ) 大学図書館・公共図書館等から国立国会図書館に提供し、(ウ) 国立国会図書館において専用サーバーにデータを蓄積するとともに、(エ) 国立国会図書館から全国の図書館等や各家庭等に向けた送信を行うこと（いわば、国立国会図書館をハブとして資料の全国的な共有を図ること）が望ましいと考えられる。

6) 補償金の付与について

国民の情報アクセスを早急に確保する観点から、「送信対象資料の範囲等について現行の厳格な運用を尊重しつつ、送信先を各家庭等に拡大し、補償金制度は導入しないこと」とすることで認識が一致した。議論の過程では、「今回

は補償金なしで進めるべきだが、お金を払ってでもサービスを得たいユーザは多いので、将来的には付加サービスを導入するため補償金の議論を行うべき（大渕委員）」といった声が多く上がり、補償金制度を構築するための議論を今後進めていく必要がある。

以上を整理すると、ID・パスワードなどにより閲覧者の管理を行う仕組みを設けた上で、送信対象資料の範囲等について現行の厳格な運用を尊重しつつ、送信先を各家庭に拡大、送信形態はプリントアウトを可能にする、また、早急に議論をまとめることを考慮し、今回は、補償金制度の導入は見送る方向で一致した。

(2) 図書館資料の送信サービスについて（著作権法第31条第1項第1号関係）

1) 正規の電子出版等をはじめとする市場との関係

図書館等によって利便性の高い電子媒体等での送信が行われることにより、正規の市場との競合がおきることについて、出版社・権利者団体の多くは強い懸念を示しており、一定の資料を送信対象から除外してほしいという意見が出されている。これらを踏まえ、権利者の利益保護の観点から、正規の電子出版等をはじめとした市場を阻害することのないよう、法令上、明確な担保を行うこととする。

具体的には、「ただし、...に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」というただし書を設け、実態に即したきめ細かな判断を可能とする方が望ましいものと考えられる。

2) 送信の形態・データの流出防止措置

①送信の形態

FAX、メール、ID・パスワードで管理されたサーバーへのアップロードなど、多様な形態での送信を認めることが望ましい。なお、送信された資料を受信者が自身の手元で複製する行

為については、上記2.3(1)3と同様である。

②データの流出防止措置

今回、新たにメール送信等を可能とすることに伴って、作成・送信されたデータが目的外で流出・拡散することが懸念されるため、(ア)図書館等においてデータの流出防止のための適切な管理を行うとともに、(イ)データを受信した利用者による不正な拡散を防止するための措置を講ずることが必要である。

3) 主体となる図書館等の範囲

一定の運用上の基準を設定し、著作権法第31条第1項に規定する図書館等のうち当該基準を満たすものに限って送信サービスを実施できるようにすることが適当である。

4) 補償金請求権の付与

今回、新たに図書館等によるメール送信等を可能とすることに伴って権利者が受ける不利益を補償するため、補償金請求権を付与することが適当である。

①対象範囲

今回新たに権利制限がなされる「公衆送信」のみを対象とすることが適当である。

②補償金の徴収・分配スキーム

補償金の徴収・分配については、授業目的公衆送信補償金と同様、文化庁長官が指定する指定管理団体(送信対象となる著作物等に関係する出版社・権利者による主要な団体で構成)が一元的に徴収・分配を行う仕組みとすることが適当である。

③補償金額の決定方法

授業目的公衆送信補償金と同様、文化庁長官による認可制とすることが適当である。

④補償金額の料金体系・水準

包括的な料金体系ではなく、個別の送信ごとに補償金を徴収する料金体系とするとともに、補償金額は、権利者の逸失利益を補填できるだけの水準とすることが適当である。

⑤補償金の受領者

補償金の受領者は、著作権者と出版権者(著作権法第80条第1項第2号に規定する電子出版権を有する者をいい、登録がなされているかどうかは問わない)の双方とすることが適当である。

⑥支払い主体・実質的な負担者

法律上の補償金の支払い主体は、著作物の利用主体(送信主体)である「図書館等の設置者」とする。なお、その場合でも、実際の補償金負担は、サービス利用者に転嫁される場合が多いと考えられる。

5) その他

①サービス利用者の登録

図書館等においては、あらかじめ、著作権法の規定やサービスの利用条件等を明示した上で、それに同意した者を登録し、登録した者を対象として送信サービスを実施することとすべきである。

②脱法行為の防止

権利者団体からは、複数回に分けて申請して全文を取得するなどの脱法行為が行われることを懸念する意見も出ていることから、図書館等においては、同一の者から同一の資料について送信の請求があった場合には、送信の可否を慎重に精査することとすべきであると考えられる。

③契約上の義務との関係

図書館等が直接契約に基づいて書籍・論文・新聞等のデータ提供を受けている場合に、当該契約において公衆送信不可などの利用条件等が定められている場合には、今回の図書館資料の送信サービスに当たり、基本的に、「契約上の義務」として、その利用条件等に従う必要があると考えられる²⁴⁾。

以上を整理すると、ID・パスワードなどにより閲覧者の管理を行う仕組みを設けた上で、各家庭まで図書館資料を送信し、送信対象範囲については、送信対象から除外する資料についてきめ細かな判断を可能にするため条文にただ

し書を設ける、また、補償金制度を設け、文化庁長官が指定する指定管理団体が一元的に徴収・分配する仕組みを作る方向で一致した。

2. 4 令和3年度の検討論点

令和3年度には、主として下記の点に関して、ガイドラインの作成を含む改正後の運用・取扱いに関して議論されていくものと思われる。

(1) 絶版等資料へのアクセスの容易化について（著作権法第31条第3項関連）

- 対象資料の範囲に関する改正後における具体的な運用について
- システム上の実行可能性も踏まえた入手困難資料の具体的な送信の形態等に関する政省令やガイドラインなどでの具体的な取扱いの定め

(2) 図書館資料の送信サービスについて（著作権法第31条第1項第1号関係）

- 具体的な担保の方法についてのただし書に関する具体的な解釈・運用を示すガイドラインの作成について
- データの流出防止に関する具体的な措置の内容に関する政省令やガイドラインの定め
- 主体となる図書館等の具体的な基準に関する政省令やガイドラインの定め

その他、図書館関係の権利制限規定に関しては、著作権法第31条の対象となる「図書館等」の範囲など、多岐にわたる課題が残されているため、引き続き、検討が継続される。

3. 著作物等のライセンス契約に係る制度のあり方について

昨今、海賊版による著作権者等への被害が拡大している。一方、現行著作権法では、特許法における専用実施権や商標法における専用使用権のような準物権的な利用権が存在しておら

ず、著作権以外は原則として独占的ライセンスが差止請求権を行使することはできない。

独占的ライセンスが自ら差止請求を行うことができるようになることで、インターネット上の海賊版の削除請求や税関における海賊版の水際差止め等の対策が容易となり、海賊版による被害の拡大防止につながると考えられている²⁵⁾。

3. 1 過去の検討経緯と令和2年度の論点

(1) 過去の検討経緯

平成29年度の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「法制・基本問題小委員会」という。）にて、「ライセンス契約に係る制度の在り方」の検討を行っていきべきとの意見が示され、同年度、「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）が実施された。

調査研究の結果、法制・基本問題小委員会の下に著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置し、①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入、②独占的ライセンスに対し差止請求権を付与する制度の導入について検討することになった。

令和1年度のワーキングチームでは、検討課題のうち、①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について検討を行い、平成30年度第4回法制・基本問題小委員会（平成30年10月29日）において、利用許諾に係る権利については、対抗要件を要することなく当然に対抗することができることとする制度（以下「当然対抗制度」という。）を導入することが適当である旨の審議経過報告を行った（注25の資料pp.1～2）。

(2) 令和2年度の検討

令和2年度は令和1年度に引き続き、「独占的ライセンスの対抗制度の導入」と、「独占的

ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入」について検討が行われた。

3. 2 審議の中心論点と議論の推移及び令和3年度の検討論点

(1) 独占的ライセンスの対抗制度

1) 独占性を主張することができる法的意味

令和2年度のワーキングチームでは、「独占性を主張することができる法的意味」の確認からなされ、それは、独占的ライセンシーが、債権的な独占的ライセンスを付与されたことによって取得する当該著作物の利用を独占的に行うことができるという地位を相手方（著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等）に対し積極的に主張することができることと整理され、当該地位の主張を受ける相手方が当該著作物等を利用する行為を当該独占的ライセンシーとの関係で不法と評価できる意味とされた²⁶⁾。(なお、ワーキングチームの事務局より、独占的ライセンスを、特許の専用実施権のように制度設計することもあり得るが、この点は令和3年度での検討課題とする予定との発言があった²⁷⁾。)

2) 独占的ライセンスの対抗制度導入の必要性及び許容性

令和1年度に行われた調査研究等²⁸⁾の結果から、独占的ライセンシーが不法利用者だけでなく、著作権等の譲受人や他のライセンシーといった対抗関係に立つ第三者に対し、独占性の主張を可能とする制度の必要性があることを前提として議論が進められた。

独占的ライセンスの対抗制度導入の許容性については、債権的な効力しかない独占性の合意を対抗関係に立つ第三者に主張できるとするのは民法の原則に反するのではないか、という観点から検討がなされた。この点、無体物である著作権の特性等から民法法理に反すると考える必要はないというのが委員の共通認識であった。また、独占的ライセンスの対抗を受けた場

合の著作権等の譲受人や他のライセンシーが被る不利益は無視しえない程度に大きなものであることから、独占的ライセンスの存在について何らかの公示がされるか、又はその存在について著作権等の譲受人や他のライセンシーが悪意であることを条件とするのであれば、独占的ライセンスの対抗を可能とする制度も許容できるというのが委員の一致した見解であった（注26の資料pp.4～7）。

3) 制度設計について

独占的ライセンスの対抗制度の導入の必要性及び許容性を認めたことから、どのような具体的な制度にすべきかの議論がなされた。

検討された制度は、①登録を対抗要件とする（登録対抗制度）、②ライセンス契約に基づく事業実施を対抗要件とする制度（事業実施対抗制度）、③対抗要件を要しないが悪意者にのみ対抗することができるとする制度（悪意者対抗制度）である。

検討の結果、③の悪意者対抗制度を単独で採用すべきではないというのが、委員の共通の認識であった²⁹⁾。②事業実施対抗制度については、森田委員より、（有体物を排他的に占有する賃借権と異なり）著作権の場合は事業を実施しているということが、排他的な利用をしていることにならないというのが原則であり、事業実施だけで公示になるというのは理論的に難点があるとの指摘がなされた³⁰⁾。最終的には、①登録対抗制度を採用すべきというのが、委員の共通の認識となり、さらに、その「登録」制度をどのように設計するかで種々のアイデアが出された。

このアイデアには、ア) 現行の著作権登録制度と同様のもの、イ) 同制度を改良したもの、ウ) 新たに集中管理をしたデータベースを設ける³¹⁾、エ) 書籍等の奥付に排他的である旨を記載しておく方法、などが出されたが、さらに検討をする必要があるとされた。

そして、今後の検討ステップとしては、まず、

(i) 著作権法上の既存の登録対抗制度と同様の著作物等单位での登録対抗制度を採用しつつ当該登録の代替となる対抗要件を別途設けることや(ii)既存の登録対抗制度の改善について検討することが明示された(注26の資料pp.9~11)。

なお、独占的ライセンスの対抗制度を導入する場合に、その独占的ライセンス契約を著作権等の譲受人に承継させるかについても論点提示されたが、大渕委員から特許法23条の改正時の経緯説明を踏まえ、契約承継を法定せず、契約自由の一般法理で処理すべきとの意見が出され、それに対する異論は出なかった。

経過報告書では、一定の基準を法定して契約が承継されるか否かが決定される制度を設けることは妥当ではなく、契約が承継されるか否かについては、個々の事案における契約当事者の意思解釈等を通じて個別に判断されることが望ましい。また、契約を承継しない旨の合意により契約承継を否定することについても認めて差し支えないとまとめられた(注26の資料p.13)。

著作権等管理事業への影響については、下記のように整理された(注26の資料pp.14~19)。

①著作権管理事業者へ信託などがなされる前に、独占的ライセンシーが独占性について対抗力を備えていた場合には、当該独占的ライセンスの範囲では、著作権者等は、著作権等管理事業者にその著作権等の管理委託をすることはできず、著作権管理事業者の応諾義務も生じない。

②著作権管理事業者へ信託などがなされ、その著作権管理事業者から利用許諾を受けていた利用者(ライセンシー)は、その後に対抗力を備えた独占的ライセンシーに対して、利用権の当然対抗制度(法63条の2)によりその利用を継続できる。

③独占的ライセンシーに独占性の対抗力が備わった後は、著作権管理事業者はその独占的ライセンスの範囲について第三者に利用許諾がで

きず、また、応諾義務もない。ただし、信託譲渡型で管理事業者が著作権等の移転について登録を備えていれば、利用許諾権限を失わず、応諾義務を負う。

(2) 独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度

1) 差止請求権付与の正当化根拠

独占的利用許諾構成における差止請求権の根拠については、同じく債権的合意を基礎とする独占的利用権である不動産賃借権における議論を手掛かりに議論がなされた。

その結果、①不動産賃借権の特殊性(生活や事業の基盤であることなど)による正当化及び④占有による正当化を、著作権等に係る独占的ライセンスに基づく差止請求権の正当化根拠として応用することは困難と確認された(①~④は報告書の採番)。他方、独占的ライセンスの対抗制度を導入する場合は、②対抗力による正当化(対抗力を備えた不動産賃借人は自分に劣後する不動産の譲受人や二重賃借人に対して当該不動産を利用することを禁じることができる)とされている以上、妨害排除請求権も認められる)及び③対抗制度による正当化(不動産賃借人がその賃借権を主張することができる者に対しては、妨害排除請求をすることができ、対抗力を備えることを要するか否かは民法605条の「第三者」に当たるかどうかで決める。不法占拠者はこの「第三者」に当たらず、賃借権を主張でき、対抗力がなくとも妨害排除請求ができる。)を応用することが検討された。委員共通の価値判断として、対抗力を備えていなくとも独占的ライセンシーは、不法利用者に対する差止請求は認められるべきものとされ、独占的ライセンスに基づく差止請求権については、③対抗制度による正当化を応用することが妥当であると結論付けられた(注26の資料pp.20~23)³²⁾。

(3) 著作権者等の意思への配慮の要否及び方法

独占的ライセンスに基づく妨害排除請求権を認めた場合、独占的ライセンシーは著作権者等の意思（例えば、差止請求まではしてほしくない。）から、独立して差止請求権を行使できることになる。そのため、差止請求権の発生や行使に著作権者等の承諾を要件とすることや、行使の際に著作権者等に通知をすることの要否等が検討された。ただ、この点は、当該著作権者等の意思の尊重方法は、独占的ライセンスを付与する際の契約の中で定めておけば足りるというのが委員のまとまった結論であった³³⁾。

(4) 民法605条の4との整合性

民法605条の4では、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権の請求権者を、対抗力を備えた不動産賃借人であるとし、また、妨害の予防請求（民法199条）を規定しなかった。

そこで、(a) 対抗力を備えていない独占的ライセンシーが不法利用者に対する差止請求をできるとするか、(b) 侵害予防請求をできるとするか、が議論された。

(a) については、前述したように、ワーキングチームでは認める立場をとった。また、(b) については、支分権対象行為である複製や翻案は継続性のない行為であり、上映や演奏も比較的短時間で終了する行為であるため、不動産賃借権に比して、侵害停止を求める場合よりも侵害予防を求める場面が非常に多いことから、侵害予防請求を認めるべきと委員の意見は一致した（注26の資料pp.27～29）。

(5) 施行日前に設定された独占的ライセンスの取扱い

施行日前に設定された独占的ライセンスであるからといって、差止請求権の付与が否定されることはないと考えられるが、施行日前にす

に現れている著作権等の譲受人や他のライセンシーに対しては、その予測可能性を害さない制度設計を行えば、劣後する譲受人や他のライセンシーに対して、差止請求可能とされた（注26の資料pp.31～34）。

(6) その他の論点

上記で記載をしたほか、「完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスの違いについて」「複数人による独占的な利用を認めるライセンスの取扱い」「独占的なサブライセンスを受けたサブライセンシーの取扱い」「特許権その他の知的財産法との関係」「差止めの範囲」についても議論をされたが、本稿では割愛する。

(7) 令和3年度の検討論点

令和3年度には、主として下記の論点が議論されると思われる。

独占ライセンシーに差止請求権を付与するための登録対抗制度として、具体的にどのような公示制度とすべきか。

登録を備えていなければ対抗できない「第三者」に悪意者も含むとするか。

登録を備えずとも不法利用者に対して、差止請求ができるとした場合、民法を含めた法体系全体との整合性など、法制的な観点からどのように整理をするか。民法605条の4と異なる規定の仕方が可能か。

独占的ライセンシーに差止請求権を付与するとした際に、著作権者等の「訴訟関与の機会の保障」について特別な規定を設けるべきか否か。

施行日前に設定された独占的ライセンシーに差止請求権を付与するとして、施行日前に現れている著作権等の譲受人や他のライセンシーの予測可能性を害さないようにどのような制度設計をするか。

差止請求権を出版権的（準物権的）構成として制度設計をすべきか。

4. おわりに

図書館関係の権利制限規定については、令和2年度の審議結果をもとに法改正がなされていくと思われる。しかし、その具体的な送信対象、送信手段、補償金額、補償金の支払対象者など、ステークホルダーの利害調整を行うには、相当な労力が必要と考えられ、ガイドライン等の設定過程を把握することが、令和3年度も重要になると思う。

一方、独占的ライセンスの対抗制度には、その制度設計上議論を詰めなければいけない論点が複雑に残っており、法律専門家で構成されるであろう令和3年度のワーキングチームでの丁寧かつ迅速な議論に期待をしたい。

なお、本稿は、2020年度著作権委員会国内チーム法制度小委員会サブチームのメンバーである、永田治人(副委員長：ハピネット)、岩谷直樹(楽天)、金和樹(コナミデジタルエンタテインメント)、小林毅郎(大日本印刷)、田附由紀(凸版印刷)、御手洗夏帆(キヤノンマーケティングジャパン)が執筆した。

注 記

- 1) 知的財産推進計画2020(令和2年5月27日知的財産戦略本部決定)], p.68, 項目番号127
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>
- 2) ワーキングチームの設置について(令和2年7月29日文化審議会著作権分科会法制度小委員会決定)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_01/pdf/92478101_13.pdf
- 3) 図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書, pp.13~14
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/pdf/92654101_02.pdf
- 4) 前掲注3) p.4

- 5) 文化審議会著作権分科会(第35回:平成24年1月26日)資料3-1 平成23年度法制問題小委員会における審議の経過等について, 別紙3, p.2
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/35/pdf/shiryo_3_1.pdf
- 6) 国立国会図書館, 図書館関係の権利制限規定の見直しに関する意見, p.2
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_01/pdf/92478101_05.pdf
- 7) 「「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」に関する意見募集の結果について」 p.19
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r02_03/pdf/92766601_01.pdf
- 8) 日本図書館協会, 図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する検討に当たっての論点について, p.2
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_01/pdf/92478101_06.pdf
- 9) 国公立大学図書館協力委員会, 図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)について, p.14
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_01/pdf/92478101_07.pdf
- 10) 一般社団法人全国美術館会議, 著作権分科会法制度小委員会 第1回図書館WT資料, p.2
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_01/pdf/92478101_08.pdf
- 11) 日本博物館協会, 第1回図書館WT(ヒアリング参考資料), p.2
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_01/pdf/92478101_09.pdf
- 12) 図書館休館対策プロジェクト, ポストコロナに求められるデジタル化資料のあり方—研究者・学生のニーズから—, p.2
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_01/pdf/92478101_10.pdf
- 13) <https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/>

- digitization/digitization_agreement02.pdf
- 14) 一般社団法人学術著作権協会，図書館関係の権利制限規定の見直しについて， pp.2～3
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_02/pdf/92507801_01.pdf
 - 15) 一般社団法人日本写真著作権協会，図書館関係の権利制限規定の見直しに関する検討について， p.1
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_02/pdf/92507801_02.pdf
 - 16) 一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人日本雑誌協会，図書館関係の権利制限規定の見直しに関する意見， pp.1～2
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_02/pdf/92507801_03.pdf
 - 17) 一般社団法人日本新聞協会，図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する意見， pp.1～2
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_02/pdf/92507801_04.pdf
 - 18) 一般社団法人日本美術著作権連合，図書館関係の権利制限規定の見直しについて（ヒアリング参考資料）， pp.3～4
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_02/pdf/92507801_05.pdf
 - 19) 公益社団法人日本文藝家協会，図書館関係の権利制限見直しについて
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_02/pdf/92507801_06.pdf
 - 20) 公益社団法人日本漫画家協会，図書館関係の権利制限規定の見直しに関する意見， p.1
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_02/pdf/92507801_07.pdf
 - 21) 文化庁著作権課，ヒアリングにおける図書館等関係者・権利者の意見概要【絶版等資料へのアクセスの容易化(法第31条第3項関係)】， pp.4～5
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_03/pdf/92541801_05.pdf
 - 22) 図書館パブコメでは，「入手困難資料へのアクセス容易化（31条3項）」の部分で，国立国会図書館の意見として，「当面はストリーミングのみとするのが妥当と考える。」としている（注7のp.19）。
 - 23) 注18の資料p.1, pp.4～7。また同p.7では，「複写権センターでの紙とデジタルの契約料金の対比に準じれば，その複写がデジタルで行われた場合，料金は紙の3倍とすべきである。」と主張している。
 - 24) 前掲注3） pp.1～21
 - 25) 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム，著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム 審議経過報告書（令和2年1月22日）， p.3
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/license_working_team/r02_01/pdf/92509301_02.pdf
 - 26) 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム，著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム 審議経過報告書（令和3年1月13日） pp.2～3
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/license_working_team/pdf/92778401_01.pdf
 - 27) 2020年10月16日WT第2回
 - 28) 平成29年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究報告書」（一般財団法人ソフトウェア情報センター） p.60
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_04.pdf，注25の資料p.21
 - 29) 悪意者へ対抗できるかどうかは，登録などがなくとも対抗できるとする第三者に悪意者を含めるか否かの問題として捉えれば足りるというのが，水津委員，今村委員，上野委員の共通の認識であった。第1回WT内発言
 - 30) 第1回WT内発言
 - 31) 上野委員は，公益社団法人著作権情報センター（CRIC）のようなものに登録するという考えもあるとの意見を出された。第1回WT内発言

- 32) この点、不動産賃貸借において、対抗力を備えていない土地賃借人はその目的である土地の不法占拠者に対して、賃借権に基づいて妨害排除を請求できないとする判例（最判昭和29年7月20日民集8巻7号p.1408）と異なる結論になっている。ワーキングチームでは、不動産賃借権と独占的ライセンスでは、権利の対象が有体物か無体物かという本質的な違いがあり、不動産賃借権の議論がそのまま妥当するわけではないなどの意見が出されている（注26の資料p.23）
- 33) 注26の資料pp.24～25 加えて、議論の終盤に、

訴訟手続面での配慮の要否も検討されたが、令和3年度での検討事項とされた（注26の資料pp.25～26）。

（URL参照日は全て2021年3月3日）

※本稿入稿後に「著作権法の一部を改正する法律案」（下記URL）が閣議決定された（2021.3.5）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00014.html（参照日：2021.4.5）

（原稿受領日 2021年3月3日）

